

東方官衙北地区の調査

—第108-5次

1 はじめに

調査の経緯 この調査は、藤原宮大極殿の北東約400mにおける資材置場建設工事に伴う緊急調査である。

工事計画は、水田4筆について、それを囲む擁壁を廻らせ、内側に盛土をして上面をアスファルト舗装するものであったが、当該地が藤原宮内で東方官衙北地区北半の中央部に位置することから、対象地全域の調査と工事計画の変更を要望した。

藤原宮の範囲は、1966～69年の国道165号線バイパス建設計画に伴う調査によって確定している。これをうけて、飛鳥藤原宮跡発掘調査部では1978年以降、東面北門・大垣から官衙地区、内裏地区へと学術調査を及ぼし、藤原宮の官衙が長大な掘立柱建物数棟で構成されることを明らかにしてきた。しかし、それにもかかわらず、特別史跡藤原宮跡の指定は、当該地西端の里道以西にとどまっておらず、当該地を含む東方官衙地区の大半は、一般の周知の遺物包蔵地と同じ取り扱いになっている。

このため、遺跡の調査や保存については、事業者の理解と協力の範囲内に限定され、今回も、工事の届出がなされた段階での要望は、残念ながら、工事日程の逼迫を理由にいずれも拒否された。その後、関係機関の協議と交渉を経て、結局、遺構の確認と記録を許されたのは、擁壁基礎工事の段階で大型柱掘形の存在を確認した南面擁壁部分のみであった。北面および西面の擁壁部分については、観察すらおこなえなかった。

また、南面擁壁部分についても擁壁基礎の直下は掘り下げないことと、7日余りという調査期間の厳守を求められた。そのため、調査は既に掘削された東西長約110m、南北幅2mの南面擁壁基礎の北側において、①発見された柱穴列全体を確認するための南北幅0.5～1m分の拡幅に加えて、②柱穴列が建物の南北いずれの側柱列であるかを知るために、東妻柱想定位置での東西4m、南北5mの調査区設定、③もう1棟の掘立柱建物の存否を確認するために、先行条坊東二坊坊間路想定地について東西10m、南北2mの調査区を設定し、遺構の検出と記録をするという限定されたものとなった。

層序 調査地の基本層序は、上から耕作土、床土、灰

褐色土、黄灰色微砂(地山)であり、遺構は黄灰色微砂上面で検出した。検出面の標高は、調査区東端で70.8m、西端で同71.15mであり、東西約108m間で約0.35m東が低い。地表面はほぼ水平か、あるいは東がわずかに高く、その分だけ灰褐色土は東で厚くなっている。後述する柱穴などの残存状況からすると、遺構検出面はのちに0.5m以上の削平をうけているとみられ、この東に低い地勢はそうした削平によって形成されたと考えられる。

2 検出遺構

検出した遺構は古墳時代から中世にわたる。古墳時代の遺構としては斜行溝SD9420、藤原宮造営直前期の遺構には南北溝SD9405・SD9409、藤原宮期の遺構には東西棟建物SB9410がある。ほかに時期の不明確な小柱穴や土坑と、中世以降の南北・東西方向の小溝がある。

古墳時代の斜行溝SD9420は、調査区のほぼ中央にあり、幅1.3m、深さ0.2mで、灰色砂が堆積する。少量の古墳時代前期の土器が出土した。周辺部でも検出されている自然流路の一部であり、ごく浅くしか遺存しないのは、その最深部のみが残された結果である。

藤原宮造営直前期の南北溝SD9405・SD9409は、先行条坊東二坊坊間路の側溝で、SD9405が東側溝、SD9409は西側溝にあたる。SD9405は幅0.4m、深さ0.1m。SD9409は幅1.0m、深さ0.3m。ともに暗茶灰色粘質土を埋土とし、飛鳥Ⅳ～Ⅴの土器が少量出土するが、中世の小溝と区別しがたいほどに削平されている。

藤原宮期の東西棟建物SB9410は、南側柱列と東妻柱を検出したにとどまるが、桁行10間(柱間10尺=2.93m等間、総長29.3m)、梁行2間(柱間11尺=3.2m、総長6.4m)の規模をもつ。抜取穴に残る痕跡から、柱直径は25cm以上と推定される。柱掘形は1.2×1.0m程度の方形で、深さは0.5m。暗茶褐色粘土混じり暗黄灰色粘土を埋土とする。柱掘形の平面規模に対する深さは、通例に比べてかなり浅く、周辺は約0.5～0.7mほどの削平をうけているとみられる。

土坑SK9430はSB9410の西寄りにあり、直径0.7m、深さ0.8mのすり鉢形を呈する。埋土からは、藤原宮直前期の土器が少量出土した。

SK9432は調査区西端の土坑。東西1.0m、南北1.2m、深さ0.2m以上。埋土からは、柱穴とは考えがたい。

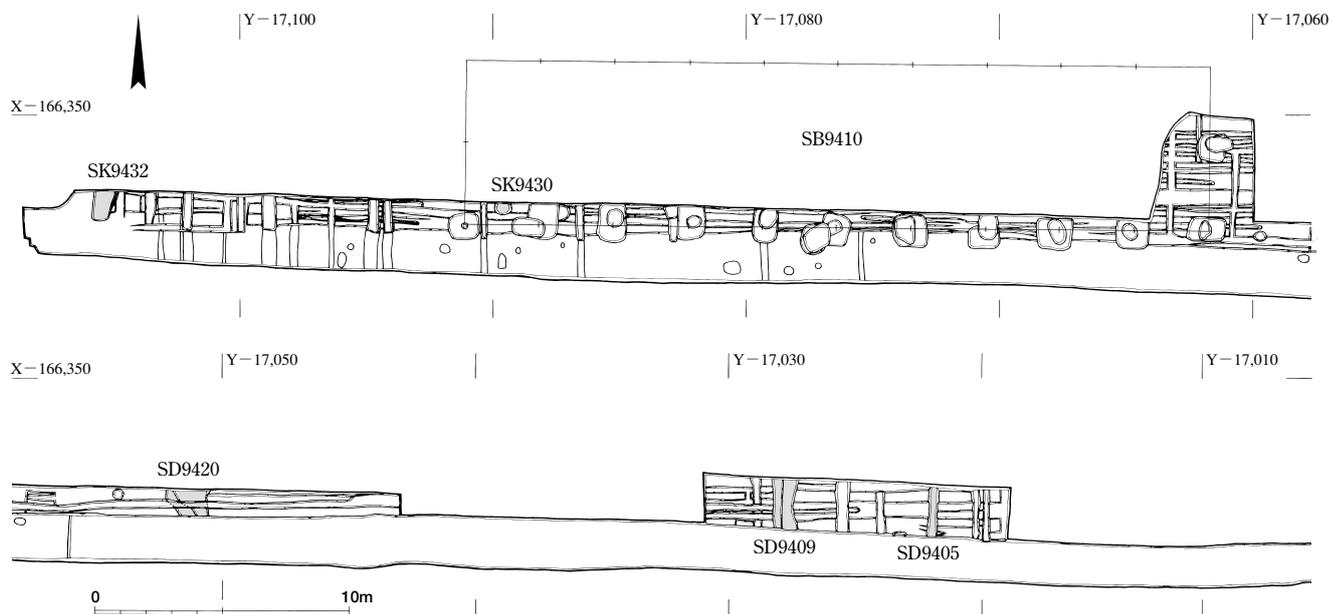


図61 第108-5次調査遺構図 1:300



図62 掘立柱建物SB9410 (左:南東から、右:南側柱列 東から)

3 まとめ

今回の調査では、1棟の大型東西棟建物を検出し、それ以外には建物のないことを確認した。きわめて限定的な調査ではあったが、この成果は藤原宮の官衙配置を考える上で重要で、以下に若干の憶測を記したい。

東方官衙北地区では、1978年以降の東面北門・大垣地区の調査(第24・27・29・32次)に続いて、南北約30mの幅で順次西へ調査を及ぼし(第30・35・38次)、内裏東官衙地区(第41・44・55・58・61・67・71・78次)、内裏東外郭地区(第2・4・55・58次)へと計画調査を連ねてきた。また、個人住宅建設などに伴う事前調査(第48-3・21-1・78-7次)でも建物などを確認してきた(図63)。その結果、先行条坊東一坊大路を踏襲した南北の宮内道路の西

に、小型の官衙区画が3つ並び、宮内道路の東には、大型の官衙区画があると推定されている。

今回の調査地が属する東方官衙北地区は、三条大路を踏襲した宮内道路の南、四条大路を踏襲した宮内道路の北の範囲をさす。そこでは、3棟の長大な東西棟建物(東からSB2840、SB2841、SB3300)と1棟の南北棟建物(SB3480)が、南辺の柱筋を揃えて並ぶこと、それらの南では、SB3300と東西の妻を揃えた東西棟建物SB3270と、SB3300の東妻に西妻を揃えた東西棟建物SB4860が存在することが確認されている。

今回検出した建物SB9410は、東西棟建物SB2841の北25mの位置に並列して建てられており、桁行総長が等しいことから、東西の妻を揃えているとみられる。ところが、両者の桁行柱間数は、SB2841が11間、SB9410は10

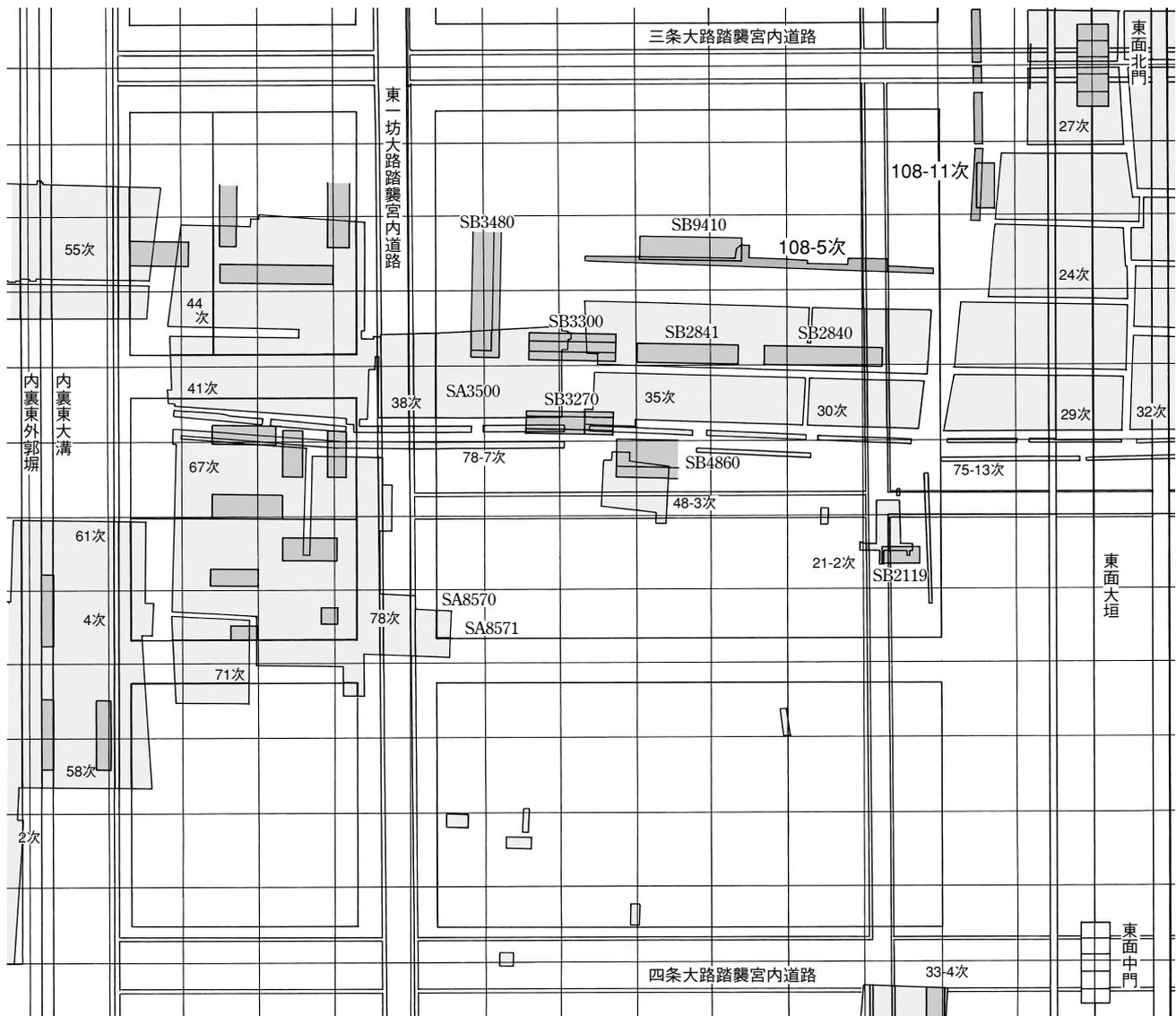


図63 東方官衙北地区の建物配置 1:2000

間と異なり、柱間寸法もそれに応じて差がある。つまり、桁行総長29.3m(100尺)をSB9410が10尺等間の10間に割るのに対し、SB2841は11間等間(柱間寸法9.09尺)に分割したことが判明する。なお、SB2840は、桁行12間(柱間10尺等間)の総長120尺である。

『藤原報告Ⅱ』では、西方官衙南地区について、1坊(門と門の間)を12等分した単位尺75尺の方眼によって官衙建物の配置を説明している。先に得られた数値で75尺方眼を図63に細線で表示してみると、建物群の全体の規模、大垣・宮内道路からの距離などに類似点が見いだせることに気づく。さらに、いま一つの成果であるSB9410以外に建物がなく、対称の配置にならない点でも類似しているのである。

西方官衙地区では外周の区画塀の存在を想定していない。しかし、この東方官衙北地区では、西辺の区画塀SA3500・SA8570と南辺の区画塀SA8571を確認しているので、北と東にも区画塀がめぐるとみられ、同地区の北2/3を占める南北156m、東西148mの官衙区画を想定

できる。ただし、南1/3については、内裏東官衙地区の小型官衙区画2つ分の規模の区画が想定されるものの、四條大路を踏襲した宮内道路の想定位置にも建物などが検出されていることから、東方官衙南地区にまたがる大型区画となる可能性も残されている。

今回の調査地をどの官衙に比定するかは難しい。しかし、東面北門地区を含めた周辺からの出土木簡・墨書土器を参考にすれば、「大膳職」「大炊寮」「官奴司」などの宮内省被官官司が候補にあげられる。平安宮古図では、門と門との間に2つ以上の官衙がおかれているから、藤原宮の場合も、複数の官衙が一つの区画に収まっているとみて支障はない。同じ官衙区画の中にある東西棟SB4860の柱掘形底から、浄御原令制下の官名である「加之伎手官」の墨書をもつ須恵器皿が出土している点を考えあわせると、この一画に「カシギテノツカサ」の後身たる「大炊寮」が置かれた可能性は高いと推定される。

いずれにせよ、遺跡の保存と課題の解明には、史跡の追加指定と周辺地の調査が急務である。(西口壽生)